

地理的表示保護制度とは??

What is the Geographical Indication Protection System?



地理的表示(GI)保護制度とは、その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因・環境の中で長年育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する産品の名称を、地域の知的財産として保護する制度です。世界では既に100か国以上が導入しており、日本では平成27年から運用を開始しました。

詳しくはこちら↓

輸出・国際局 知的財産課



九州農政局 輸出促進課



制度の大枠

産品の名称を生産地や品質等の基準とともに登録します。

〇〇みかん

生産地： _____

品質： _____



登録内容を満たす産品には、「地理的表示」と「GIマーク」が使用できます。



〇〇みかん



地理的表示の不正使用は行政が取り締まります。



地域の生産者は、所要の手続きを行えば、地理的表示を使用できます。



効果

登録された基準を満たす産品のみが地理的表示を使えます。



〇〇みかん



〇〇みかん

品質を守るもののみが市場に流通します。また、GIマークにより他産品との差別化ができます。



みかん



〇〇みかん



訴訟等の負担なく、自らのブランド価値を守ることにつながります。



地域共有の財産として、産品の名称が保護されます。



〇〇みかん



生産者と消費者の 利益保護



農林水産省
九州農政局